

ロシア革命・シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年

井 竿 富 雄

Tomio IZAO

はじめに

- 一 救恤法制定過程
 - 二 救恤制度と救恤申請
 - 三 被害の認定と救恤金交付
- 小括

はじめに

政治では時として犠牲者が出ることもある。公共事業などでは、私有地を接収したりする形で現われる。また、産業政策の問題により被害が出ることもある。まして、政治的事件の中で最も重大なものである戦争では、大変な数の犠牲者が生み出されてしまう。

しかし、このような被害に対して、国家はなかなか責任を認めたらなかった¹⁾。だが反面、時代の経過とともに戦争被害は拡大していくことになった。また、被害の内実も複雑になった。単に戦闘や軍事力の行使による被害だけではなく、海外において暮らしているものが戦争開始によってその生活の場を奪われることも被害として認識され始めることになった。

そこで、国家が一定程度人々の損害を認め、限定的に経済的措置を

もって賠償とは異なる措置を取ろうとする動きが出てきた。これが、本論文で今回掲げられている「救恤」である。「救恤」は、意味としては「お恵み」である。つまり国家は被害者に対する賠償責任をあくまで拒否している。そして国家無答責を確保した上で、被害についての国の作った機関が被害状況を査定し、これに対する金銭的な処置をする。このことで、実質的には被害の経済的な手段による救済という側面が出てきたものと考えられる。

本論文は、この救恤問題に関し、もつとも多くの法令が制定されたシベリア出兵関係の救恤政策について説明を試みていく作業である。この論文では、シベリア出兵関連の救恤に関して初めて制定された一九二二年の法律である「露国政変及西比利亜事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」について、法案形成から執行までの一連の過程を追っていこうと考えている。シベリア出兵の救恤法令の中でも、この法律は特異な地位にあると考えられる。最初に制定された法律と云うだけではなく、法律自体がカバーする範囲が著しく広いのである。ここで救恤の対象とみなされた被害は、ロシア革命の勃発による被害や出兵前の武力衝突による損害から、日本軍の撤退に伴い職業・資産を喪失した「引揚損害」、一九二〇年の尼港事件²⁾による邦人虐殺や財産の滅失までが対象になっていたのである。

この問題については、これまでに清水恵氏の研究がある³⁾。清水氏は函館市立図書館に残されていた救恤関係の諸文書と、東京の外交史料館文書を使いながら、ロシア革命・シベリア出兵による被害・また尼港事件による被害に関する「救恤」の問題を扱っていた。ところが清水氏の作業は、突然の不幸によって永久に中断した。清水氏が二〇〇四年に逝去したからである。

本論文は、清水氏の残した問題提起を受けながら、シベリア出兵の邦人被害対策について考えていく作業としてなされている。ただ、前述しているように、この論文で扱う、一九二二年の救恤立法は、立法の対象となる時期や事件が著しく広範である。そのため、「戦争被害」として一括するには困難なものもあるが、便宜的に一律の被害として扱わざるを得ない。まずは救恤法令の制定に至る過程、そして救恤法の制度、そして最後に現実の執行という一連のプロセスを扱っていくことにする。また、この問題に関しては、残された史料が莫大なものとなっている。そのため、今の時点で筆者が見ることのできた史料のみで書くと言う制約をあえてかけざるをえない。

一 救恤法制定過程

この法律は、ロシア革命、そしてその後に続くシベリア出兵関係の救恤法令としては最初のものである。この法律ができた契機については、清水恵氏の先行研究⁴⁾にも一部触れられている。

ロシア革命やシベリア出兵の被害者に金銭的な救済策を取るきっかけになったのは、一九二〇年の尼港事件であった。シベリアの在留邦人で、巨大な経済力と影響力を持った人物である島田元太郎が、尼港事件で甚大な被害をこうむったのである。尼港事件で、島田の経営していた工場が襲撃され、雇用していた労働者は全員殺害され、工場も

放火で全焼してしまった。島田はこの被害から立ち直るために、一九二〇年七月、シベリアに派遣されていた日本軍に向けて、八七、〇〇〇円あまりの資金融通を求めてきていた。しかし、この資金要請に派遣軍は応えられないため、陸軍省・外務省へと意見が上げられていた。これを知った現地の日本外交官花岡止郎は「日露戦争前露領及滿州方面ニ在留セシ者ニ対シ戦役後帝國政府ニ於テ救恤金ヲ与ヘラレタル儀モ有之候ニ付」何らかの手段を講ずるべきであるという意見を外務省宛送っていた⁵⁾。外務省は、この報告を添えて、大蔵省に対し一定の経済的措置を講ずる必要がある旨書類を提出した。そこには、島田に経済援助を提供して事業を復興させることが「将来同地方ニ於ケル本邦人ノ発展ニ資スル所少ナカラザルベキ儀」であると述べられていた。この書類には「本件ハ他被害一般ノ救恤問題ト併テ考慮スルノ必要ナキヤ」などの書き込みもあり、早い段階から、単なる一資本家への資金提供と言うにとどまらない関心事として考えられていたことが分かる⁶⁾。

現地からの報告にも述べられていた通り、在外自国民の戦争被害に対して一定の金銭的措置を講ずることには前例があった。一九〇九年、当時の桂内閣が、「明治三十七八年戦役ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」を制定し、日露戦争によってロシアの一部地域、満州・朝鮮半島の一部から緊急に引き揚げなければならなかった邦人に対し、総額一〇〇万円の「救恤」を行っていた。議会からの修正要求をことごとく拒否するという強引な手法で制定したものであり、対象となる戦争被害はきわめて限られていた。ロシア軍に攻撃を受けた日本の船舶被害は対象とされなかった。とはいえ、自国民の戦争被害に対して国家が経済的救済を行うという前例が既にあつたのである。また、外国人に関する戦争被害補償も、実は日露戦争段階で既に行われていたことが知られている⁸⁾。

ただし、当時の原内閣は慎重に事態の検討に入った。一九二〇年二月、当時の内田康哉外相は、各国駐在の日本大使に向けて、欧米諸国が、自国民のロシア革命・シベリア出兵に関する被害へどのような救済策を講じているか調査・報告するように命じている。外務省文書の中では、独・仏・英が自国民の被害調査を行っていることが報告されている。特にイギリスに関しては、調査委員会に提出する際の申告書用紙までが送付されている。日本政府が、各国の状況を見定めた上で「救恤」政策を展開しようと考えていたことがよく分かる。

具体的な救恤策に必要なのは、まず国内的な予算措置・救恤資金拠出の正当性の問題である。救恤案を作っていく際には、大蔵省との協議があった。問題点は二つあった。まず、シベリア出兵は「国力事ヲ起シタルニ非ス単ニ彼ノ暴挙ニ基ク」ものであり、日露戦争とは異なるものである。しかるに被害者救済策を講ずるのはなぜかと言うことであつた。これに対しては、シベリア出兵が「チエコ軍救援」のためのものであつたことにより、在露日本人が在留国で損害を蒙つた場合と異なるということ、ロシア側に日本人を保護することが期待できないため、放置すれば在留邦人が没落してしまふ危険性がある、ということであつた。さらに、ロシアに正統政府が樹立されたら、日本人被害者はロシア側から補償されるかどうか、また日本政府は日本人被害者の補償要求を支持するかが問われた。これに外務省は、正統政府の樹立は期待できない、またできたとしても「若シ将来斯ノ如キ政府樹立之場合ニモ一般引揚民ノ被害等ニ対シ賠償ヲ得ルコトハ頗ル困難ナルコトト思考ス」と答えている¹⁰。これと前後して、既に損害救恤申請が出ている分につき、国策企業であつた日露実業株式会社の分や、出兵を利用して「一攫千金の計画ヲナシ成功セスシテ損害ヲ申請スルモノ」については救恤対象にしないことなどが言われていた¹¹。

このような予算措置上の協議をふまえてつづつ救恤案の骨格が作られ

た。一九二一年五月に内田外相から高橋是清蔵相に出された閣議請求のための素案には、この種の損害に国家が救済義務を負うことはない、という前提が附せられた。しかし、政府がもしこの種の被害者に対し、少しでも救恤策をとり、彼らが再度日露間の経済活動に従事できるようにすれば、「仮令金額ハ損失ヲ補償スルニ足ラストスルモ海外ニ於テ業務ニ従事スルモノヲシテ国家ノ庇護ノ厚キ其ノ不慮ノ災厄ハ決シテ之ヲ座視スルモノニアラサルコトヲ知得セシメ我對外發展上ニ及ホス良影響ノ決シテ尠ナラサルハ疑ヲ容レサル所」であると主張していたのである。当初案は総額一七五万円が提示されていた¹²。しかしこの金額は結果として一五〇万円に削減されることとなつた。この時点までに、政府による救済を求める書類はかなり届いていたのだが、この中に根拠薄弱なものがある、というのが理由であつた¹³。

これらの閣議決定の内容は、国民には翌年の議会まで原則として秘密にされた。「所謂運動屋」などの策動を防ぐため、あるいは救恤金を当て込み借金をしてしまうものが出ることを防止するため、とされた¹⁴。ただ、まだシベリアで日本軍のいる地域や、満州などにいる邦人向けには、「政府が何らかの救済策を講ずる考えがある」という程度のことを伝えてもよい、ということが言われた。現に一九二一年二月には、この地域の居留民が救恤申請書を在外公館経由で送りつけてくるようになったのである¹⁵。しかも詳細な金額はすぐに居留民に漏れた¹⁶。

このようなプロセスを経て、「露国政変及西比利亜事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」の法案が一九二二年の帝国議会に提出された。この法案で、救恤対象となつたのは「露西亜内又ハ露支国境地方ニ在リタル帝国臣民ニシテ露国政変及西比利亜事変ノ際引揚又ハ遭難ノ為損害ヲ被リタルモノ」であつた。法案提出理由は「露西亜内及露支国境地方ニ在留シタル帝国臣民ニシテ右動乱ニ際シ引揚又ハ

尼港事件ノ如キ遭難ニ依リ不測ノ損害ヲ被リタルモノハ情状特ニ憫ムヘキモノであるからということであつた¹⁷⁾。議会では、内田外相が次のように質問に答えている。被害者には同情する、「併シ是等ニ政府ガ一々賠償スル義務ハ当然執ルコトガ出来ナイ、即チ救恤金ノ形ニ於キマシテ、我財政ノ許ス範圍ニ於テ、出来得ル限り同情ヲ表シタイ」。国家による賠償責任はあくまで拒否した上での「救恤」であつた¹⁸⁾。議会では、衆議院・貴族院の双方において、救恤金総額を一五〇万円に制限した理由などが問われたが、これについては前述の日露戦争引揚被害の救恤法が前例となつていふだけの回答がなされている。貴族院では、阪本鈺之助議員が、救恤対象に尼港事件被害者も含まれていることを指摘して、以下のような批判をした。すなわち、かつては内閣の存亡がかかるほどの大事件だつたはずの尼港事件が、「僅カナ歲月ヲ経マスルト、最早忘レラレタコトニナリマシテ、百五十万円位デ宜カラウ(という程度の扱いを受けている―井竿)、此中ニドノ位ニ港ノ分ガアルカ存ジマセヌガ、政府ノ措置ガ冷淡デハナイカト云フコトヲ感ズルデアリマス¹⁹⁾」。シベリア出兵に関するその他の損害と一緒にされることで、尼港事件の被害が安く値切られているのではないか、ということである。それでも、金額などに対する修正は行われなかつた。このような批判を受けつつも、ロシア革命・シベリア出兵への被害者に対する救恤は動き出したのである。

二 救恤制度と救恤申請

一九二二年四月一日、「露国政変及西比利亞事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律」が公布された。また、この法律の細則を定めた勅令二四七号が、五月一日に発布された²⁰⁾。この法律に基き、ロシア革命、シベリア出兵にかかわり、引揚や遭難で被害を被つた者に

に対する救恤金交付の制度が発足したのである。本節ではまず、この制度について概観し、その後これに基く救恤申請についてのあらましを述べたい。なお、この救恤申請については、外交史料館に膨大な史料が残されている。ここではまだ不十分なスケッチ程度のことしか明らかにすることができない。

法律に基き、「露西亜内又ハ露支国境地方ニ在リタル帝国臣民ニシテ露国政変及西比利亞事変ノ際引揚又ハ遭難ノ為損害ヲ被リタルモノ」は、救恤金の申請をすることができるようになった。総額は一五〇万円と決定した。二五万円以上の救恤金は現金ではなく国債で交付されることとなつていた。法律の定義でも分かるように、この救恤法が対象とするのは、かなり長期間にわたる膨大な量の事件であつた。帝政ロシアが崩壊した二月革命の勃発(一九一七年)から、この時点(一九二二年)までに起こつた諸事件がすべて含まれてしまふのである。当然、被害を申し立てる事件も多様であり、また対象となる地域も、ヨーロッパロシアを含む広大なものであつた(結果として日本に近いシベリアや、尼港事件による被害が多かつたのではあるが)。これほど膨大なものを対象とした救恤立法は、シベリア出兵関係ではこの後は存在しない。

救恤金交付を申請する者は、一九二二年七月三十一日までに「救恤審査会」に所定の手続きをもつて申請することとされた。そのための具体的な申請手続きや、救恤審査会の組織が、勅令で定められたのである。

救恤金交付を希望する者は、現住所を管轄する機関を通じて申請書を提出することとされた。そのため、日本国内の道府県のみならず、朝鮮・台湾総督府、関東庁、南洋庁、樺太庁、青島守備軍司令官、そして薩哈噠派遣軍司令部および在外公館が指定されていた。引揚者が日本に帰つているとは限らないからである。

申請者は所定の申請用紙に氏名や住所、本籍地などを記入し、さらに引揚・遭難の具体的な状況（日時、場所、背景）を記さなければならなかった。また、損害は具体的な価格で示すことを求められた。ロシア・シベリアに居住していた期間も明記することにされていた。また、被害者以外のものが申請する場合には、間柄を示すこととなっていた。これは尼港事件のように、被害者が死亡している場合もあったからである。申請書には証拠書類や証拠物件を添付することが求められた。

申請書を受理し、被害状況を調査し、被害額を査定して救恤金額を決定する機関として設置されたのは「救恤審査会」であった。救恤審査会は外務次官を長とし、一〇人以内の審査員で構成された。審査員は、「関係各庁高等官其他審査ニ必要ナル智識経験ヲ有スル者」から外務大臣を通じて奏請し、内閣が任命することになっていた。以上のような制度は、実は前節で述べた、日露戦争引揚損害の救恤法令に則ったものであった。

この法令発布により、ロシア革命以来、ロシア・シベリア地域に居住・渡航していた在留邦人の被害者が続々と申請を行った。ここでは、山口県に関するものを取り上げていくこととする。このことについては、山口県文書館や外交史料館に多少の史料が残されている。ただし、山口県文書館では、このときの救恤申請書はまだ発見できていない。現時点で筆者が見ることができたのは、救恤金交付決定の書類である。また、外交史料館では、山口県出身の尼港事件被害者に関する救恤申請書を取りあえず参照した（二人分²¹）。これらの史料から、救恤金申請手続きを再現する。

まず、法律を施行するための勅令発布前後に、救恤金交付とその申請手続きに関する新聞記事（外務省関係者の談話という形を取るものがあった²²）が掲載された。法令の周知のためであると考えられる。救

恤申請書はまず窓口の府県庁などで取り集められ、内容について精査されていた。管轄行政機関の長は、救恤申請書の内容が資産状況などから見て妥当なものか、条件を満たしているものかどうかをチェックすることとなっていた。人物などについても、本人であるかどうかを調べるために戸籍謄本が添付されている。山口県経由で申請したのは、尼港事件でパン屋経営をしていた息子夫婦（ただし内縁関係）を失った父親からと、同じく尼港事件で店員として働いていた息子を失った父親からであった。前者の場合、内縁の妻の被害に関しては、熊本県の欄に編入されている。これは次の節で述べることになるが、この時点では、まだシベリア出兵にかかわる諸事件で被害を被った者が、完全に日本に戻ってきているわけではなかった。山口県出身者でも、他県や、尼港事件で日本が占領した北サハリン、満州などから申請している例がある。

このようにして日本全国や海外から集められた救恤申請書は、救恤審査会の手で審査され、救恤に相当すると認められた場合には救恤金が交付されることになった。この手続と、結果について次の節では明らかにしていきたい。

三 被害の認定と救恤金交付

法律に基づき、救恤審査会が発足した。審査会長は外務次官が就任し、外務省関係者、陸海軍省、農商務省などからも委員が出た。救恤金の申請書提出締切より前の一九二二年六月二二日、救恤審査会は初会合を開いた²³。第一回審査会の席上、審査会長・外務次官埴原正直は、今回の救恤について、次のようなことを述べている。シベリア出兵などとの関係で、五種類の請願が届けられている。低利資金融資、ロシアの通貨暴落による損害救済、引き揚げ、尼港事件、そして尼港事件

と時期を接して起こったオコソック事件（漁場焼き討ち事件）である。最初の二つの請願についてはにわかに応じたいが、あとの三種の請願については「日露戦争ノ場合ノ先例モアリ旁々露国ノ政変勃発以來既救星霜ヲ経タル今日引揚若クハ遭難ニ依リ損害ヲ被リタル在露邦人ノ悲惨情況捨テ置ク可カラサルモアルヲ以テ」今回の救恤法ができたというものである。

しかし、松平恒雄委員が次に述べたように、被害の実態認定は難しいものであった。松平は各省庁へ調査要請をしたのだが、そこには「今回ノ法案ノ適用範囲ハ露国政変ニ基ク在欧露本邦人ノ引揚、帝國軍隊ノ撤退ニ伴フ在留邦人ノ引揚及尼港遭難、「オホソック」漁場焼却事件ニ対スルモノナレトモ其ノ損害及遭難ノ事情程度ハ各地方及事変ニ依リ自ラ差異アルヲ以テ之等各種被害ニ対スル救恤ノ程度等攻究ヲ要スヘシト稽フ」と述べられていた。この救恤法は、一九一七年のロシア革命から一九二二年の時点までという幅広い時間帯を扱うため、訴えてくる被害の態様もさまざまものがあつた。救恤金交付を合理的にする方法や、救恤金が有効利用されるような方法はないかなど、各種の注文が出されている。なかでも、救恤審査会委員の定員をわざと一人空けて、官吏ではない委員を採用しようとしていたこと（結果として、中立性を保ち得ないとして行われなかった）は注目される。

救恤審査会では、多様な被害を訴えてやってくる膨大な救恤申請書を処理しなければならなかった。また、各種の問題や、申請書処理の原則を決めていく必要があつた。そこで、救恤審査会は、被害事実の認定と被害額の査定・そして救恤金額の決定を行う作業委員会として「主査会」を設けた。作業委員としての「主査員」は審査委員の中から互選し、彼らに素案を作らせたのである。²⁴ また、救恤審査会では、法令解釈や、個別の申請書類の疑問点など、各種の問題が生じた。このようなものは、毎回の審査会で「決議」をつくり、この決議に従つ

て処理していった。この「決議」は七〇項目にも及ぶ長大なものであつた。

前述したように、一九二二年の救恤法で救済対象とされたものは大変広範囲にわたるものであつた。そのため、想定される損害として、シベリア出兵以前（一九一七年—一九一八年）に発生した事件に巻き込まれた事例から始まり、尼港事件による殺害、引き揚げ途中での襲撃などから、日本へ引き揚げる際の財産放棄、届かなかつた貨物、支払われなかつた売掛代金などの申請があつた。しかし、救恤審査会は、これらの申請に対し、極めて厳しくチェックをしていった。貸金債権の損害は認めるが、証拠書類が揃わないものや「過大な要求」とみなされたものは救恤を認めなかつた。ポリシエヴィキ政権による企業国有化で無価値になった株券・ロシア官憲による貨物の押収、通貨の暴落による損害は救恤対象外となつた。²⁵ シベリア出兵で開業した酒保が、撤兵によつて被つた損害も認められなかつた。諜報員として活動中ポリシエヴィキ政権側に逮捕・投獄された人物が、このときの後遺症の治療でかかつた費用についても認められなかつた。²⁶ 救恤対象は著しく絞り込まれていた。

救恤審査会が対処しなければならなかつたことは二つあつた。一つは不正な申請や禍根を残す恐れのある申請に対する警戒、もう一つは尼港事件の被害者に対する救恤金の金額を決定していくことだつた。

審査会側から見て疑義のある申請書は大量に見つかつていた。主査員報告書は、「証拠書類ノ手許ニ存スル事ヲ言明シ乍ラ之レヲ添付セサルモノ、申請人カ会社ノ代表者タルコトヲ称シ乍ラ其代表権限ヲ示ス可キ書類ヲ添付セサルモノ、救恤金受領ノ権利ヲ委任セラレタリト称シ乍ラ委任状ヲ添付セサルモノ、尼港殉難者其他已ニ死亡セル被害者ニ対スル救恤金ノ受領ニ関シ争アルモノ及将来争ヲ生ス可キ懸念アリト認メラルモノ、殉難者已ニ死亡セル被害者ト申請人トノ関係ヲ

証ス可キ書類ヲ添付セサルモノ」というケースを挙げている。また、他の被害者に代わって救恤申請を請け負い、成功報酬を受け取ろうとしていた者が見つかった。この出願者も被害者ではあったのだが、救恤審査会は「窮状見ルニ忍ビサル」引揚民二対シ許ス可カラサル非常ノ高利ヲ貪ルモノ」として申請を認めなかった。被害内容はしばしば誇張され、中には虚偽の申請もあった。職業の詐称、生死の虚偽（生きてゐるのに尼港事件で殺されたという申請をしたというものがある）などである。主査員報告書は「若シ夫レ資財ノ数量価格ニ関スル誇張偽妄ニ至リテハ寧ロ必然ト称ス可キ」とまで言い放っている。このような事例を防ぐために各提出窓口でチェックし、副申書を出させたのだが、全く意味をなしていなかった。一部の例外的なものを除き、窓口になった機関の副申書は「其一般ハ殆ント何等参照ノ価値ナシト称ス可キモノ」であったと述べられている。²⁸⁾

次に尼港事件の被害者に対する救恤金額の決定に関する問題があった。死傷者にはロシア革命・出兵前夜の戦闘（一九一八年のブラゴベシチェンスク三月事件など）での被害者なども含まれたから、生命身体に関する損害額は一律のものとされていた。しかし、財産損害に関して、問題が生じたのである。尼港事件では大量の死者が出た。死者の職業はさまざまであった。さらに、尼港事件では「彼等ハ家族ノ大多数或ハ全部「バルチザン」ノ凶手ニ虐殺セラレ其ノ損害程度ヲ証明スヘキ証拠物件等モ悉ク灰燼ニ帰シタルノ理由ヲ以テ申請書ニ何等此種ノモノヲ添付セルモノナク殆ト其実際ヲ察知スルノ方法ナシ」。実際の被害額を定める客観的資料が揃わなかったのである。そこで、救恤審査会では、主査員に「殉難者損害標準指数」なるものを作らせた。生前の職業によって被害額を定めようと言う考えである。その基準となるのは、「先ツ資財程度ノ懸隔比較的僅少ニシテ且ツ被害程度ノ最モ評価シ易シト思ハルル醜業婦（ママ）」の経済指標であった。日露

戦争での救恤法では、この職業には六五円の損害額が認められていた。尼港事件に関して、主査員は一人当たり被害額を「一人平均貳百円」と計算した。この数字が日露戦争当時の約三・一倍になるということをもって、他の職業についても日露戦争当時より三・一倍の損害額であると仮定して、五四種類の職業について査定額を作ったのである。²⁹⁾

主査員は、生命・身体に関する損害については、職業を問わず一律で一四歳以上の死亡者一人につき七五〇円（一四歳未満の場合はこの七割の五二五円）、重傷者は一人五二五円（一四歳未満はいなかった）と決定した。ただし、同一家族内で多数の死者が出た（審査で被害が認められた中では、一家七人が殺害された事例がある）尼港事件のような場合には、死亡者の人数に応じて一人当たりの救恤金額を減らした。そうしなければ総額が予定額をオーバーする可能性があったからであろう。その上で、主査会で決定した職業別の財産損害額を上乗せした救恤金案を作ったのである。このときも、財産損害に対する救恤金額が一定額以下に落ちないような調節がなされた。また、尼港事件の被害者へはやや多めに救恤金が交付された。³⁰⁾ このあたりのいわゆる「さじ加減」は困難であったと考えられる。救恤金総額は一五〇万円と決定されていたからである。だが、この金額については、最終的に生命身体損害に関して、死亡者一人の金額を一、〇〇〇円に増額することで決着が付いた。³¹⁾ なぜ増額したかはまだ明らかではない。

このようにして決定された各人の救恤金が、一九二三年の六月から交付され始めた。この部分については、山口県立文書館の文書を参考にして明らかにしていきたい。前述したように、この時期まだ在留邦人が完全に日本国内へ引き揚げたわけではなかった。ロシアを離れたあと、今度は満州などで暮らしている場合もあった。ロシアの日本公館で手続したあと帰国していた（一九二二年にサハリン以外のロシア領土から日本軍は全面撤退したので、大半の居留民はロシアの領土か

ら離れた)ため、「大正十一年十月以降当地ヲ引揚目下各本籍地ニ現住ノ筈」と、在外公館が申請者の本籍がある土地の自治体に救恤金交付手続を依頼していたこともある³²⁾。大島郡和田村に本籍のある人物が、北サハリンの薩哈噠軍政部で救恤金申請手続をした。しかし本人はその後この地を離れて帰国していた。そのため、軍政部は山口県庁に「同人目下同島ニ居住セサル旨ヲ以テ」本人への告知書交付を申し入れていた。そのため山口県庁は、和田村役場に対して同人の現在の居場所を探させている³³⁾。また、日本国内へ引き揚げて、山口に帰らず別の場所ですらしていることもありえた。大分県の別府に住んでいるという申し出があったため、直接山口から別府に救恤金交付関係書類が届けられた例もある³⁴⁾。

救恤金交付が認められた者に対しては、交付金額を明記した告知書、請求書用紙、国債事務取扱店の一覧、「公債受給者のために」なる書類などが渡された。以上のようにして、一九二二年の法律に基くロシア革命・シベリア出兵、そして尼港事件の被害者に対する国の「救恤」事業は終了したのである。

小括

一九二二年のロシア革命・シベリア出兵に関する諸被害への「救恤」に関する法律は、形としてはそれ以前に作られた、日露戦争の引揚被害による救恤法令と同じ形を取っていた。すなわち、政府の救済責任を否定し、あくまで「救恤」、すなわち政府の慈善的な措置の一環として行われたのである。また、あらかじめ総予算が決定され、被害の範囲も法律とその解釈で厳密に決められていた。また、その範囲も大変狭いもので、財産損害は直接の破壊か掠奪にでも遭わない限り認められなかった。ポリシェヴィキ政権による産業国有化で財産を喪失し

た者への救恤はしないところは印象的である。しかも、日露戦争のときは異なり、シベリア出兵は日本政府が正式に「戦争」と認めなかったため、戦争被害の法律としては正式には位置づけられていない。

だが、この法律が救恤金を交付する対象とした歴史的事件は、かなり地理的・時間的にも膨大なものだった。対象となる時期は一九一七年のロシア二月革命からシベリア出兵に伴う諸被害(軍人のものを除く)、そして尼港事件や引揚損害までが含まれた。しかも、この法律が制定された一九二二年には、尼港事件で「保障占領」した地域を除いて日本軍は全面撤退していた。とはいえ、シベリア出兵自体の收拾はまだ完全には終わっておらず、ロシアにいた日本人たちは決定的な状況の転換点にあつて移動中という場合が多かつた。シベリア出兵関係ではこの後も何度か救恤立法が出されていく。とはいえ、革命に伴う被害まで救済対象に入れようとすることは、現在分かっている時点では、この後は存在しない。

また、この救恤金は一度限りのものとして立法され、同様の措置は取られないこととされていた。だが現実には、この翌年の一九二三年に、シベリア引揚で損害を蒙つた人々への「救恤」を目的とした法律が作られることになる。また、尼港事件の被害者は、このときの救恤金だけでは納得しなかつた³⁵⁾。結果としてこの一九二三年の「救恤」立法は、問題の始まりにしかすぎなかつたのである。今後はこれらの「救恤」立法に関する諸事情と政策立案・形成・決定・執行のプロセスを追いつつ、どのような変化があるかを確認していく作業がまず必要となるだろう。この時期には、第一次世界大戦の戦争被害に関する救恤法令も作られていくが、この法令との関連もいざれ明らかにしていかなければならない。

注

- (1) 吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店、二〇〇五年（初版一九九五年刊行、ここでは文庫化されて現在も入手可能な版をあげた）では、戦後日本も「戦争受忍論」や「国家無咎責」で、戦時賠償を拒否してきたことが明記されている。新しいものとしては、阿部浩己「戦後責任と和解の模索」『岩波講座 アジア・太平洋戦争』第八巻所収、二〇〇六年がある。
- (2) 尼港事件については、原暉之「尼港事件の諸問題」『ロシア史研究』二三号、一九七五年を参照。
- (3) 清水恵「ロシア革命に巻き込まれた日本人」『日本の北方史と北東アジア』北海道・東北史研究会函館シンポジウムⅡ実行委員会、二〇〇三年、五四―五九頁、清水恵「尼港事件」と殉難碑、そして函館」『挑水』創刊号、地域の情報を語る会、二〇〇三年、一二―二三頁。どちらも今は『函館・ロシア その交流の軌跡』函館日口交流史研究会、二〇〇五年に収録されている。
- (4) 清水恵、前掲「尼港事件」と殉難碑、そして函館」。清水氏は函館に残っている島田元太郎の手記などをもとにしている。
- (5) 「当地島田商会業務開始ニ際シ資金融通方同商会ヨリ願出ノ件」外務省文書『露国革命関係一件 大正十一年度法律制定ニ至ル迄ノ経過並ニ法令関係救恤審査会ノ組織、人事関係』(5.2.17 32-22) 所収。
- (6) 「在尼港島田元太郎ニ対シ資金融通方ニ関スル件」前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。
- (7) この法律の制定過程は、『帝国議会衆議院議事速記録』二三巻、東京大学出版会、一九八〇年などを参照。
- (8) このことについては伊藤信哉「日露戦争における「戦後補償」問題」日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社、二〇〇
- 五年所収を参照された。
- (9) 前掲外務省文書(5.2.17 32-22)には、内田外相と、英米仏独などの各国日本大使とのやりとりが収められている。
- (10) 「大蔵省質問ニ対スル回答」前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。
- (11) 「大蔵省へノ回答案」前掲外務省文書(5.2.17 32-22)
- (12) 「露国ニアリタル帝国臣民ノ引揚又ハ遭難ニ基ク個人損害救済ニ関シ閣議請求ノ件」、一九二二年五月三〇日、前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。
- (13) 「露国ニアリタル帝国臣民ノ引揚又ハ遭難ニ基ク個人損害救済ニ関シ閣議請求ノ件」、一九二二年八月一〇日、前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。最終的に閣議を通ったのは九月に入ってからである。このでも分かるが、尼港事件被害者は早くから直接政府による損害補償を求めている。
- (14) 田中都吉外務次官代理から神野勝之助大蔵次官への文書。一九二二年一月四日。前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。
- (15) 「在露邦人ノ引揚又ハ遭難ニ基ク個人損害救済ニ関スル件」一九二二年二月一日。前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。
- (16) 「在露奥地引揚邦人救済請願書写送付ノ件」一九二二年二月二四日。前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。ハルビンの総領事から送られた電報に、在留邦人の間で「奥地引揚民救済基金トシテ百五十万円支出ノ件大蔵省ニ於テ計上シ今般帝国議会ニ提出シ来年一月中旬頃迄ニハ公債ヲ以テ夫々下附セラルルコトナルベシトノ内報」が伝わっていたことが記されていたのである。
- (17) 「第四十五議會提出(大正十一年一月)露国政変及西比利事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律案参考書」前掲外務省文書(5.2.17 32-22)。
- (18) 『帝国議会衆議院議事速記録』四〇巻、東京大学出版会、一九

- 八二年、二六七―二六八頁。
- (19) 『帝國議會貴族院議事速記録』四一卷、東京大学出版会、一九八二年、七八八頁。
- (20) 法律・勅令の条文については、アジア歴史資料センター (<http://www.jacar.go.jp>) で閲覧できる文書B020330400000 によった。
- (21) 外務省文書『露国革命関係救恤一件 申請書 尼港事件ノ分 其他』(5.2.17 32-52-6) に綴じ込まれている。この文書は、地域ごとに綴じられている大量のファイルで構成されている。
- (22) 山口県立図書館に所蔵されている地元新聞を見ると、次のような記事が見つかった。「対露捐(ママ) 失救恤 支出法勅令公布」『馬関毎日新聞』一九二二年五月三日朝刊、「街路郷人被害 救恤費申請形式」『関門日日新聞』一九二二年五月二日朝刊、また「遭難賠償」『関門日日新聞』一九二二年五月四日朝刊である。この二紙は下関市で発行されていたものである。なぜか山口で発行されていた『防長新聞』には記事がない。
- (23) この部分の叙述は、外務省文書『露国革命関係一件 大正十一年法律第三十九号ニ基ク審査会及主査会議事録決議録』(5.2.17.32-21) の中の「第一回議事要録」にある。
- (24) 第二回の審査会(一九二二年八月二日) 議事録。前掲外務省文書(5.2.17.32-21)。
- (25) 「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤審査会ニ対スル主査員報告書」前掲外務省文書(5.2.17.32-21)。
- (26) 「救恤審査会決裁事項通知ノ件」(一九二二年一〇月一九日) 前掲外務省文書(5.2.17.32-21)。
- (27) 前掲「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤審査会ニ対スル主査員報告書」。
- (28) 前掲「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤審査会ニ対スル主査員報告書」。
- (29) 「救恤審査会主査意見ニ関スル件」(一九二二年九月一五日)。前掲外務省文書(5.2.17.32-21)。
- (30) 前掲「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤審査会ニ対スル主査員報告書」。
- (31) 「救恤審査会決議便覧」。前掲主査員報告書に附せられたもの。
- (32) ウラジオオストック日本総領事館が一九二三年七月二〇日に出した文書、「大正十一年法律第三十九号ニ基キ交付セラルヘキ救恤金額告知書交付方ニ関スル件」『一般救済 三冊之二 社会課』(県庁戦前A 総務一五六一 山口県文書館所蔵) の中のもの。ただし、この文書つづりはさまざまな件について雑多に綴じ込まれたファイルであるうえ、各文書の表題もほとんどが同じなので分かりづらい。この文書はガリ版刷りで、「山口県庁」という部分だけが手書き。在留邦人のロシア領土からの移動が激しかったことが推察できる。
- (33) 「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤金ニ関スル件」一九二三年七月から八月にかけてのもの。前掲山口県文書(県庁戦前A 総務一五六一)。ちなみにこの人物は朝鮮に旅行していた。
- (34) 「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤金交付ニ関スル件」一九二三年六月三〇日。前掲山口県文書(県庁戦前A 総務一五六一)。在外公館経由の申請者の場合、救恤金交付決定などが遅れたらしく、「他県分ハ既ニ下附相成候趣」と交付金をせかず書簡を送った者もいた。山口県庁は「右ノ内本県經由申請書提出ノモノニ就テハ已ニ交付額決定通知有之候得共在外公館經由ノモノニ就テハ未タ其ノ筋ヨリ何等ノ通知無之候」とだけ返事をしている。「大正十一年法律第三十九号ニ依ル救恤ニ関スル件回答」一九二

三年六月二三日。当人からの書状は二二日付。前掲山口県文書。ちなみにこの人物は救恤金を受け取ることができた。史料中では実名があるが公表を控える。

(35) 一般被害者はこの後にかけても長期間救恤金を求めて運動を展開していく。外交史料館にある『露国革命関係救恤一件 法令ニ基カザル申請書』(5.2.17 32.1)には、このような救恤請願運動に関する記録が綴じこまれている。

※清水恵論文初出の参照には、岩下明裕北海道大学教授の協力を得た。

※本論文は、平成一八年度山口県立大学研究創作助成事業による研究成果の一部である。

(日本の政治・比較政治論)

Compensation to the Japanese victims of the Russian Revolution and Japan's Intervention in Siberia in 1922

Tomio IZAO

(Politics of Japan, and Comparative Politics)

Japan has denied compensation to victims of war. Officially, State does not have the responsibility to compensate to her people, and all people must bear the damages of war.

However, There was a system of Governmental compensation to the victims of war before World War II. Japanese Government examined precedents in foreign countries, and enacted a Special Law of Compensation. The purpose of this article is to explain the Compensation to the victims of the Russian Revolution in 1917 and Japan's Intervention in Siberia from 1918.